

## 規制シート(様式)

190200100260001

平成28年12月15日

規制の名称	サービス付き高齢者向け住宅の登録制度	所管府省	国土交通省
根拠法令等	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	住宅局安心居住推進課長 北 真夫
規制目的	高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けることにより、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の規定により、一定の基準を満たしたサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者は、都道府県知事等の登録を受けることができる。</li> <li>・登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業者には、誇大広告の禁止、登録事項の公示等が義務付けられる。</li> </ul>	関連する予算	サービス付き高齢者向け住宅整備事業 (平成28年度予算額:320億円の内数)
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	本制度の創設目的は、登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅等の情報の一覧を市場に示し、入居を希望する高齢者の便に資することであるため、登録制度の信頼性を確保するという観点から、誇大広告の禁止、登録事項の公示等が必要である。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		